

公益社団法人広島県パラスポーツ協会 優秀選手・功労者・団体等表彰規程

(目的)

第1条 公益社団法人広島県パラスポーツ協会（以下「協会」という。）は、障害者スポーツにおける国際大会や全国大会において優秀な成績を収め、また、広島県の障害者スポーツの普及、振興に貢献した個人、団体等に対して表彰するものとし、必要な事項を定める。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は次のとおりとする。

- (1) 優秀選手・優秀競技団体等表彰
- (2) 功労賞
- (3) 優秀選手特別表彰

(表彰基準)

第3条 前条に規定する表彰の基準は次のとおりとする。

- (1) 優秀選手・優秀競技団体等表彰
 - ア パラリンピック競技大会及びデフリンピック競技大会に出場した選手又は競技団体等
 - イ 各種障害者スポーツの国際大会で3位以内に入賞した選手又は競技団体等
 - ウ 各種障害者スポーツの全国大会で優勝した選手又は競技団体等（ただし、全国障害者スポーツ大会の個人競技を除く。）
 - エ その他、上記項目に準ずると認められる成績を挙げた選手・競技団体等
- (2) 功労賞
 - ア 永年にわたり広島県の障害者スポーツの普及、振興や公益社団法人広島県パラスポーツ協会の活動に貢献した個人、団体
 - イ その他顕著な功績が認められる個人、団体
- (3) 優秀選手特別表彰
 - ア パラリンピック競技大会及びデフリンピック競技大会に出場し、3位以内に入賞した選手
 - イ その他、上記項目に準ずると認められる成績を挙げた選手

(表彰対象)

第4条 前条に規定する表彰の対象は次のとおりとする。

- (1) 優秀選手・優秀競技団体等表彰
 - ア 広島県内に居住し、障害者スポーツの活動拠点を県内に置く者
 - イ 広島県内に所在する団体に在籍し、障害者スポーツの活動拠点を県内に置く者
- (2) 功労賞
 - ア 広島県内の障害者スポーツの普及・振興に貢献した個人・団体
- (3) 優秀選手特別表彰
 - ア 広島県出身者で県外に所在する団体に在籍する者

(表彰者の選考方法)

第5条 協会定款第51条に基づき設置された専門委員会の意見を聞いて、協会会長が選考するものとする。

(表彰方法)

第6条 前条に規定する表彰の方法は次のとおりとする。

- (1) 表彰は、協会会長が行う。
- (2) 表彰対象者には表彰楯を贈る。
- (3) 表彰は、年度ごとに行う。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、実施のため必要な事項は、協会会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年10月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年11月12日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年10月27日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年3月4日から施行する。